

在学生の皆様へ

関西学院大学 学生活動支援機構（学生課）

被災地の皆様、被災地出身の学生の皆様、ご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

関西学院大学では、熊本地震に係る被害により被災され、災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生に対し経済的支援を図るため、本人からの申し出により授業料の減免措置を講じてまいりました。特別措置として2019年度秋学期学費につきましても、授業料の減免措置を講じることになりましたのでお知らせいたします。

災害にあわれた世帯の方につきましては、至急、**学生課（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田キャンパスの学生は、各所属学部・研究科事務室）までご相談いただき、授業料の減免措置を希望する場合は下記内容を確認の上、手続きを行うようにしてください。**

なお、災害発生から期間が経過しておりますので、家計収入等、生活基盤の改善が図られているかについても審査の上、適用可否を判断いたします。

記

1. 対象者

熊本地震に係る被害により災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の在学生（正規の学部生、大学院生）で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなった方
- ② 家計支持者の所有かつ居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び滅失した方
- ③ 家計支持者が災害に起因する事由で負傷し、入院・長期加療を必要とする方
- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している方
- ⑤ その他 ※⑤の場合、申請前に一度ご相談ください。

【指定地域】 ※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【熊本県】 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

2. 授業料の減免措置

災害救助法適用地域の学生：2019年度秋学期授業料全額免除

3. 提出書類

- ①本人の申請書（被災者学費・授業料減免措置申請書(在学生用)）
- ②被災状況証明書等

- ・「死亡診断書」（1-①の場合）
- ・「市町村が発行する罹災証明書」（1-②の場合）
- ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1-②の場合）
- ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1-③の場合）
- ・ その他審査上、必要な書類

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

③所得に関する証明書（マイナンバーの記載がないもの）

- (a) 出願時点で取得できる最新の所得証明書を市区町村役場にて発行を受けてください。
父と母ともに収入の有無にかかわらず双方分が必要です。配偶者控除を受けている人の分も用意してください。
- (b) 給与所得者…平成30年分の源泉徴収票（コピー可）
- (c) 給与所得者以外…平成30年分の確定申告書（コピー可）
- (d) その他審査上、必要な書類

④その他の証明書 <コピー可>

下表を参考に、該当する事情がある場合は提出してください。提出があった場合のみ所得から控除します。

家計事情	証 明 書 類
現在無職の場合	退職の場合は勤務先の退職証明書を提出すること。これまでに所得があった人が現在無職の場合は、民生委員による無職証明書を提出すること。
長期療養者がいる場合（6ヵ月以上）	現在、家族の中で6ヵ月以上療養中の人、又は療養を必要と認められる人がいる場合は「診断書（地震を起因とした病気であること、療養期間が明記されたもの）」を提出すること。また、医療費に保険による補填がない場合、最近6ヵ月間に実費負担した分の「医療費明細書」（領収書）を提出すること。（コピー可）
障がい者がいる場合	本人又は家族の中で障がい者がいる場合、障がい者手帳のコピーを提出すること。
家計支持者が別居している場合	家計支持者が単身赴任をしている場合、別居により特に支出している家計支持者の1ヵ月分の「住居費・光熱水費の本人の負担額を証明するもの」を提出すること。
転職又は就職した人がいる場合	熊本地震発生以降に転職又は就職した人がいる場合、給与支払（見込）証明書（現勤務先での1年間の所得が分かるもの）を勤務先で発行を受け提出すること。
収入に関して大幅な増減がある場合	上記以外に熊本地震発生から出願時までに収入に関して大幅な増減があった場合、それを証明する書類を提出すること。
現在雇用保険申請中の場合	現在、雇用保険を受けている場合、雇用保険受給資格者証の写しを提出すること。

4. 申込期間

2019年7月31日（水）までに申込を行ってください。

■事務取扱時間

→平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

5. 申込・問い合わせ先

学生課（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室まで）

6. その他

日本学生支援機構奨学金の緊急貸与（第一種）、応急貸与（第二種）の申込を随時受け付けています。
本件に該当される方は、学生課までご相談ください。 以 上